

加古川中央市民病院
検体検査システム導入

仕 様 書

2025年9月

地方独立行政法人加古川市民病院機構

1. 契約名

加古川中央市民病院検体検査システム導入

2. 契約期間

(1) 履行期間

契約締結の日から2026年3月31日(火)までとする。なお、導入時期は当該機関のうち加古川市民病院機構(以下、「機構」という。)が指定する期間とする。

※2026年3月31日(火)までに導入が困難な場合は、スケジュールを提示すること。

3. 履行場所

(1) 加古川中央市民病院(以下「当院」という。)

加古川市加古川町本町439番地

病床数 : 600床

4. 仕様書概要

(1) 調達の背景及び目的

本調達は、検体検査システムを導入するものである。

導入にあたっては、既設の検体検査システムで実現している機能を最低限実現し、当該部門業務全般の安定運用、業務効率化、安全性の向上を目的とする。

(2) 全般に関する基本要件

①当該仕様書の要件を最低限満たすこと。

②24時間365日、安定稼働できること。

③医療安全、情報セキュリティ、業務の効率化に配慮されたシステムであること。

④本稼働後10年程度の利用を想定すること。

⑤当該システムの導入及び運用に関し、病院運営のために臨機応変に対応し協力すること。

(3) ハードウェアに関する要件

①サーバや無停電電源装置等機器は3階サーバ室及び当院の用意する19インチラックへ設置・納入すること。

②本稼働後10年程度の利用を想定し、保守性や拡張性を備えた機器構成にすること。

③サーバ等は国内で一般的なメーカ製品を使用し、適切な省スペース化を図ったうえ、SSD、HDD等の補助記憶装置や電源等の重要部分は冗長化すること。

④ネットワーク機器、サーバ等には無停電電源装置を導入し、電源障害時に安全に停止する機能を有すること。尚、無停電電源装置は国内で一般的なメーカ製品を使用すること。

⑤機器構成、ラック収載図、メーカ、型式、スペック、台数等の情報を提示すること。

⑥コンソール画面用KVMモニタは病院既設のものと接続する。尚、ケーブル等については、別途用意すること。

⑦時刻機能を有している場合は、原則、病院既設のタイムサーバと同期すること。

⑧病院の敷設する医療情報ネットワーク(院内基幹システム系LAN)に接続し使用できること。なお、必要なIP数を提示すること。

⑩病院が指示するプリンタに接続し使用できること。

⑪導入機器類などを所定の場所に設置し、各機器の運用上必要な設定、データの登録、機器間のケーブル接続及び試験調整等の一切を行うこと。

(4) ソフトウェアに関する要件

①電子カルテシステム(富士通社製HOPE LifeMark-HX)(以下 電子カルテ)と連携したシングルサインオン、ICカードでのログインなどシームレスな操作を実現できるシステムであること。

②システムに蓄積される全てのデータはマスタデータを含め病院の情報資産とし、病院が必要とするタイミングで必要なデータを、CSV形式等で抽出できるようにすること。

- ③電子カルテ端末上で動作可能なこと。なお、現時点での端末仕様については、OS は Microsoft Windows11(64bit)、ブラウザはMicrosoft Edge とする。
 - ④当該システムに接続するシステムは、変更またはバージョンアップを行う可能性があるため、稼働後であっても日本国内の医療機関において一般的に導入されているシステムの追加接続や設定変更が可能であること。
- (5) システムの動作に関する要件
別紙 検査システム(性能・機能・ハードウェアに関する要件)に記載
- (6) 情報セキュリティに関する要件
- ①病院の医療情報ネットワークに接続する必要のあるサーバ及び関連 PC には、病院の管理する Trend Micro Apex One を導入すること。尚、Trend Micro Apex One に対応していない Linux 等の OS を使用する場合は、一般的に使用されているウイルス対策ソフトを導入すること。また、サーバプロテクトなどが必要な場合は提示すること。(組込 OS など、ウイルス感染の危険がない場合は不要)
 - ②部外者が容易に機密情報にアクセスできない仕組み、アクセスログが把握・追及可能な仕組みを有すること。
 - ③当院の医療情報システム運用管理規定および医療情報システム運用管理要領を順守すること。
 - ④システム本体およびメンテナンスに係るネットワーク構成について、提案時点で最新版の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠していること。未対応項目がある場合は、現況および今後の対応方針を明示すること。
 - ⑤導入後のシステム、ハードウェア、ソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、速やかに当院に通知し、協議の上、セキュリティパッチの適用等の適切な対応を行うこと。
 - ⑥マルウェアやランサムウェア等のウイルス感染時におけるリカバリの方針を明確にすること。また、バックアップ時以外は物理的あるいは電子的に隔離され、複数世代のバックアップを有するなど、バックアップファイルがサイバー攻撃による影響を受けない構成にすること。
- (7) 導入に関する要件
- ①導入に必要なタスク及び優先度を明確にした導入スケジュールを提示すること。また、各タスクの責任者や担当者を明確にすること。
 - ②事業者の責任にて現行システム内のデータを原則すべて移行すること。移行不可データが発生する場合は明確にすること。
 - ③移行前後のデータが確実に整合することを客観的に証明できる手順を記した書面を提示すること。
 - ④データ移行が完了した際には、データ移行が完了したことを書面にて通知すること。
 - ⑤管理者や利用者への十分なシステム操作及びトラブル対応などの教育を行うこと。また、教育期間中は、導入事業者の要員がオペレーションを支援すること。
 - ⑥本稼働後も、一定の要員を配置し、安定運用となるまで立ち会うこと。立ち合い終了時期については病院と協議して決定すること。
 - ⑦当院での導入に際し、状況の変化などで必要となった軽微な機材・システム変更などについて、柔軟に対応すること。
 - ⑧当院への入場については、必ず当院の指示を仰ぎ、その指示及び当院のルールに従うこと。
- (8) 運用保守に関する要件
- ①24時間365日オンコール対応とし、障害等の原因、適切な判断による対応、復旧の見通しを逐次病院側に報告すること。また、復旧後は、原因や対応内容、再発防止策等を明記した報告書を提出すること。
 - ②当該システムに熟知した専門スタッフを配置し、常に迅速な対応が出来ること。
 - ③当該システムに関連する障害等の問い合わせ窓口は一本化すること。また、他ベンダーとの

連携等に起因するトラブル解決は、原則、第一次対応窓口の責任において行うこと。

- ④障害時の速やかなシステム復旧に備えて、バックアップ等の仕組みを導入すること。
- ⑤不具合対応などのバージョンアップを適切に行い、安定稼働できる状態を保つこと。
- ⑥メンテナンス等でシステムを停止しなければならない場合は、病院と調整の上、業務に支障の出ない時間帯に実施すること。
- ⑦納入時設定および稼働後の設定変更内容を適切に管理し、有事の際の復旧を迅速に行う体制を維持すること。
- ⑧導入以後に発生した問題点や課題について対応状況も含め適切に管理し、早期の解決に努めること。
- ⑨リモート保守を必要とする場合は、病院が管理しているリモート保守集約化システムにて実施すること。それが困難な場合は、提案時点で最新の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠している、かつ、接続時の安全管理体制やセキュリティ、暗号化に係る仕様を明確に提示したものを提案すること。

(9) 納品物に関する要件

- ①システム導入計画書や進捗報告書等を含む導入関連資料、会議録、システム仕様書、操作マニュアルや障害時マニュアルなど、各種資料を提出すること。

(10) 見積り要件

- ①導入費用（総額及び内訳明細）
ソフトウェア、ライセンス、ハード機器、作業費、既存システムおよび機器等との接続費など分類ごとに明細を記載し、追加費用が無いようにすること。なお、見積もりは他社作業による接続作業や設定変更に係る費用を含むこと。
- ②データ移行費用
- ③10年間保守費用（年毎の保守費用及びその明細が分かるように記載すること。）
10年間運用するにあたり必要な保守および利用料金、ハード機器やソフトウェアの更新が必要な場合はその費用を年度毎に提示すること。尚、追加提案がある場合は、複数見積書提出も可とする。

5. その他

(1) 仕様等に関する留意事項

- ①提案する仕様の説明資料には、本仕様書の要件をどのように実現するかを具体的にわかりやすく記載すること。審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす場合がある。
- ②要求仕様が機能的に困難な場合は、運用によって満たす方法も含めて提案すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ①提案する機器及びソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていること。もし提案時点で製品化されていない機器及びソフトウェアで提案する場合は、仕様要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書を提出すること。
- ②提案資料等に関する照会先を明記すること。

(3) その他の留意事項

- ①検収後、製作あるいは工事不良によると認められる障害が発生したときは、速やかに無償にて修理、交換を行うものとする。
- ②引き渡し後1年間を瑕疵担保期間とし 期間内は無償対応とする。

- (4) この仕様書に疑義が生じた場合や定めのない事項については、病院と業務受託者双方協議の上決定する。